

報道各位

新潟市経済部雇用政策課

「移住促進特別支援金」申請受付の開始について

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）在住者の地方暮らしへの関心が高まっていることから、就職または起業して新潟市へ移住する方、転職せずにテレワークで新潟暮らしを体験する方に、「移住促進特別支援金」を交付します。

つきましては、同支援金交付事業の実施について、周知にご協力くださいますよう、お願いいたします。

記

【移住促進特別支援金（就業・起業タイプ）】

- ・ 支援金額：1世帯あたり30万円
- ・ 対象者：移住する直前に連続して1年以上東京圏に在住し、令和2年7月1日～令和3年3月31日の間に新潟市へ転入し、対象企業に就業もしくは対象補助金（融資）を受けて起業した者

【移住促進特別支援金（体験居住タイプ）】

- ・ 支援金額：1世帯あたり10万円
- ・ 対象者：体験居住を開始する直前に連続して1年以上東京圏に在住し、令和2年7月1日～令和3年3月31日の間に新潟市で体験居住を開始した者

※対象者要件の詳細については、別紙チラシをご確認ください。

<問い合わせ先>

新潟市経済部雇用政策課 担当：福井・竹中

電話 025-226-2149（直通）